

寄付金取扱規程

公益財団法人 くまもと地下水財団

公益財団法人くまもと地下水財団 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人くまもと地下水財団(以下「財団」という。)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 財団が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特定寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ使途を指定した寄付金
- (2) 募集型寄付金 財団が使途を特定して一定期間募集を行うことにより受領する寄付金
- (3) 一般寄付金 寄付者が使途を指定しない寄付金及び募金

(特定寄付金及び一般寄付金)

第3条 財団は常時、特定寄付金及び一般寄付金を募ることができる。

- 2 特定寄付金は、全額を寄付者が指定した使途に使用するものとする。
- 3 特定寄付金は、特定寄付専用口座に預け入れ、他の資産と明確に区分して管理しなければならない。
- 4 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を財団定款第4条に定める公益目的事業に使用するものとする。

(募集型寄付金)

第4条 募集型寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集理由、資金使途その他必要な事項を説明した書面(以下「募集要項」という。)を理事会に提出し、承認を得なければならない。ただし、既に理事会の承認を得て実施した募集型寄付金と同一の目的により実施する募集型寄付金に係る募集要項については、理事会への提出及び承認を省略することができる。

- 2 前項の募集総額には、募集に必要な経費を含めることができる。この場合において、募集に必要な経費の額は、募集総額の20%以下でなければならない。
- 3 募集型寄付金は、募集総額から募集に必要な経費の額を控除した額の全てを募集要項で定めた資金使途に使用するものとする。

(寄付金の受領制限)

第5条 寄付金が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄付金の受入を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に規定する者以外の者が、その寄付により特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、その者について税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付者の受入れに起因して、財団が著しく資金負担を生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務遂行上支障があると認められるもの及び財団が受け入れることが社会通念上不適当と認められる場合

(寄付金の受入手続等)

第6条 特定寄付金及び一般寄付金(募金を除く。)は、次の各号に掲げる事項を記載した寄付申出書(様式1)の提出または財団が指定する電磁的方法により受け付けるものとする。

- (1) 寄付者の住所及び氏名(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
- (2) 寄付金額

(3) 寄付金の使途(特定寄付金に限る。)

(4) その他必要事項

2 募集型寄付金の申込みは、募集要項で定める書式により受け付けるものとする。

3 第1項の申出及び前項の申込みがあったときは、その内容を確認の上、受入れを決定するものとする。

4 募集型寄付金の受入れを決定したときは、寄付者に対し、募集要項で定めるところにより通知するものとする。

(受領書の送付)

第7条 寄付金(募金を除く)を受領したときは、速やかに寄付金受領証明書(様式2)を寄付者に送付するものとする。ただし、寄付者が寄付金受領証明書の受領を辞退した場合又は寄付金額が3,000円を超えず寄付者からの要請がない場合は、寄付金受領証明書の送付を省略することができる。

(募集型寄付金に係る結果の報告)

第8条 募集型寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金に係る収支計算書及び支出による効果などを記載した報告書を寄付者に送付するものとする。ただし、ホームページにおける公開をもって寄付者への送付に代えることができる。

(情報公開)

第9条 財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第36条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、別に定める財団特定個人情報取扱要綱に基づき、適切に管理するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年7月16日から施行する。